

若松税理士事務所通信

平成30年 1月号 No.63

<ごあいさつ>

明けましておめでとうございます。昨年中は、大変お世話になりました。昨年も、様々なご縁により、多くの方々に出逢う事ができた事を深く感謝致します。今年も、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、今年の1月で当事務所は、7年目を迎えます。

今後も、より一層の努力をして参りますので、何卒ご指導とご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

<確定申告のご案内>

今年も、個人の確定申告時期が近づいて参りました。

なお、申告時期は2月16日～3月15日までです。

通常、サラリーマンのように、1つの会社にご勤務されておられる方は、12月の年末調整により、確定申告に準じた手続きで完了致します。しかしながら、次の条件に当てはまる方は、確定申告が必要です。

- ① 給与の収入が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方 ⇒例:土地・建物を貸している方、保険金を受け取った方、臨時の報酬を得ている方。
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(②と同様)の合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗などの地代家賃などの支払いを受けた方

なお、事業を営んでいる方、不動産の賃貸経営をされている方、株の売買や投資信託などを行っている方は、同様に確定申告が必要となります。

また、新しくマイホームを住宅ローンで購入された場合、住宅ローン控除を受けるためには、初年度は、必ず確定申告をする必要があります。

その他、確定申告の必要がない方も、医療費が年間で一定額以上(目安は10万円以上)を支払った方や寄附(ふるさと納税等)をされた方、株等の売買で損をされた方などは、あえて確定申告(還付申告)をされた方が、有利になる場合もございます。

そのため、各控除証明書(生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済)、領収書(医療費、寄附金)、住宅ローン控除申告書および借入金年末残高証明書等は、早めにご準備をしましょう。

<12・1月の税金関係>

- ① 11月決算の確定申告・5月決算の中間申告
- ② 源泉所得税(原則・毎月)の納付…1月10日(水)
源泉所得税(納期の特例)の納付…1月22日(月)
- ③ 住民税の第4期分の納付…1月末日
- ④ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出…1月末日
- ⑤ 固定資産税の第4期分の納付…2月末日

<若松家の出来事>

現在、長男(年中)、次男(年少)、長女(1才)の3児の父親として育児に奮闘しております。

クリスマスプレゼントは、三人ともレゴデュプロに統一しました。我が家では、ニューブロック・マグフォーマー・レゴデュプロとブロックだけですが、楽しそうに遊んでおります。大晦日は、今年も川棚で瓦そばを食べ、クスの森に行って来ました。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂いただければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市南部町2-7-2F

(弁護士法人ラグーン本店2階)

電話:083-234-1448

FAX:083-234-1449

E-mail: info@wakamatsu-office.com

HP: www.wakamatsu-office.com

